田辺市住居表示審議会の会議等の公開に関する方針

「田辺市審議会等の会議の公開に関する指針」及び「審議会等の公開について」、に基づき、以下の方針を定める。

# (会議の公開の原則等)

- 第1条 会議は、公開を原則とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、審議事項が田辺市情報公開条例(平成17年田辺市条例第15条。以下「条例」という。)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)に該当するときは、非公開とする。この場合において、不開示情報に該当するかどうか疑義があるときは、審議会が実施機関(土地対策課。以下省略。)の意見を聴いて、公開又は非公開を決定する。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、会議を公開することにより公正又は 円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められると きは、非公開の決定をすることができる。

## (会議開催の事前公表)

- 第2条 実施機関は、2項および3項により公開する会議の日時、場所等をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。
- 2 市のホームページに登載
- 3 報道機関等への情報提供(会議が公開の場合のみ、一部公開の場合を含む。) (会議の傍聴)
- 第3条 条例第5条各号に掲げる者、報道関係者その他審議会が認める者は、 第1条第2項及び第3項の規定により会議が非公開とされたときを除き、 実施機関の定めるところにより、会議を傍聴することができる。

## (会議資料の提供)

- 第4条 会議の傍聴者は、会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、会議資料(不開示情報が記録されている資料を除く。)の提供を求めることができる。ただし、会議資料が、図面、地図、写真、報告書その他経費等の関係で配布が困難なものについては、傍聴者の閲覧に供するものとする。
- 2 審議会委員名簿は住居表示審議会条例第3条に定める区分、氏名、役職に 限り記載したものを傍聴者に閲覧又は配布を行うことができるものとする。 (会議録の備え付け)
- 第5条 会議終了後は、田辺市住居表示審議会運営規程第5条に基づき、会議 録(各委員の氏名およびその発言の記載されたもの)を作成することとし、 記録として実施機関で保管するものとする。

## (会議録の写しの閲覧)

- 第6条 前条の会議録の委員定数及び出席の状況を住居表示審議会条例第3 条に定める区分ごとの会議当日における委員数、うち出席委員数と変更 し、また、各委員の氏名およびその発言を削除し、審議内容およびその 結果をまとめたものを実施機関で作成し、ホームページ上及び実施機関 窓口で会議録として公開することができるものとする。
- 2 第4条第1項により傍聴者が提供を求めることができる会議資料のうち実施機関が前項との関係で必要と認めるものは、ホームページ上および実施機関窓口で公開することができるものとする。
- 3 前条で作成した会議録(各委員の氏名およびその発言の記載されたもの)に ついて田辺市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、実施機関で 請求の受付を行った後、実施機関が総務課と協議し不開示情報を削除した 会議録を作成し、開示請求者に対して開示するものとする。

## (その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が「田辺市審議会等の会議の公開に関する指針」及び「審議会等の公開について」等を基に別に定める。

## 附則

この方針は、平成19年10月 9日から施行する。